

土浦市条例第 13 号

土浦市男女共同参画推進条例

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 責務（第 4 条—第 6 条）
- 第 3 章 禁止事項（第 7 条）
- 第 4 章 基本的施策（第 8 条—第 17 条）
- 第 5 章 委員会（第 18 条）
- 第 6 章 雑則（第 19 条）

付則

本市は、日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下での平等や男女共同参画社会基本法の理念に基づき、市民一人ひとりが幸福な生活を営むことができるよう、男女が互いに人権を尊重し、性や世代にとらわれず、多様な個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを目指しています。

本市では、これまで、平成 6 年に「つちうら女性プラン 21」を策定し、実施するとともに、平成 9 年には「土浦市女性センター」を開設するなど、男女共同参画の推進に向けた施策に、積極的に取り組んでまいりました。

しかし、依然として、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣習が、社会の様々な分野に根強く残っており、男女共同参画社会の実現には、なお一層の取組が必要です。

また、少子高齢化の進行、国際化の進展、家族形態や男女の働き方等の社会環境の急激な変化が、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。こうした社会の変化にも対応していかなければなりません。

男女共同参画社会の実現は、安心・安全で住みやすく、市民一人ひとりが生き生きと希望を持って暮らし、誇りと愛着が持てるまちづくりを推進する本市にとって最重要課題の一つです。

ここに、市民、事業者、市が一体となり、男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し、基本理念を定め、土浦市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力（言動によるものを含む。）をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して、当該相手方に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる基本理念に基づき推進する。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んじられ、個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、社会における制度又は慣行によってつくられた性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、個性及び能力を十分発揮し、多様な生き方を自らの意思で選択できるよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者、地域の団体その他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し合い、さらに社会支援の下に、

子の養育，介護その他の家庭生活における活動について，共に家族の一員としての役割を果たしながら，良好な家庭を築き，かつ，仕事，学習，地域活動その他の活動に参画できるよう配慮されること。

- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組が，国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し，国際理解を深め，国際的協調の下に行われること。

第2章 責務

(市の責務)

第4条 市は，男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け，前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき，男女共同参画の推進に関する施策を策定し，総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は，男女共同参画の推進に当たり，市民，事業者，国及び他の地方公共団体と連携し，協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は，男女共同参画社会に対する理解を深め，職場，学校，地域，家庭その他の社会のあらゆる分野において，基本理念に基づき，男女共同参画を推進するよう自ら努めるものとする。

- 2 市民は，市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は，男女共同参画社会に対する理解を深め，その事業活動に関し，基本理念に基づき，男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は，市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第3章 禁止事項

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も，職場，学校，地域，家庭その他の社会のあらゆる分野において，性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も，職場，学校，地域，家庭その他の社会のあらゆる分野において，ドメスティック・バイオレンス，セクシュアル・ハラスメントその他性別に起因する相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為を行ってはならない。

第4章 基本的施策

(基本計画)

第 8 条 市長は、男女共同参画に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 9 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（広報活動等）

第 10 条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心及び理解を深めるために、積極的に広報活動等を行うものとする。

（教育における措置）

第 11 条 市は、男女共同参画の推進について、学校教育、社会教育、家庭教育など生涯にわたるあらゆる分野の教育において、男女共同参画意識の醸成、個性及び能力の育成等のための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（調査研究）

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

（市民等に対する支援）

第 13 条 市は、市民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、当該活動に必要な情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（苦情の処理等）

第 14 条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、相談の窓口を置く。

3 市長は、前 2 項の苦情及び相談を受けた場合には、関係機関と連携を図

る等適切に対処するものとする。

(施策状況の公表)

第 15 条 市長は、毎年、市が講じた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

(積極的改善措置)

第 16 条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間の参画に格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。

(生涯にわたる健康支援)

第 17 条 市は、男女が互いの性差についての理解を深め、互いの意思及び権利を尊重するとともに、生涯を通じて男女の異なる心身の健康の保持及び増進を図るために、教育、啓発、情報提供、健康相談その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

第 5 章 委員会

(男女共同参画推進委員会)

第 18 条 男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、土浦市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 基本計画の策定に関すること。

(2) 基本計画の実施状況の点検及び評価に関すること。

(3) 基本計画に掲げる施策の推進方策に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 委員会は、市長が委嘱する委員 15 人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 4 割未満であってはならない。

4 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

は，市規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は，平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている土浦市男女共同参画推進計画は，第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年土浦市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1庁舎建設審議会の委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画推			7,500	37	2,500	県外14,000	2,500
進委員会の委員						県内12,500	